

議案第 13 号

箱根町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について

箱根町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

平成 27 年度より町重度心身障害者福祉年金を廃止するため、本条例案を提出するものである。

箱根町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例

箱根町重度心身障害者福祉年金条例（昭和 43 年箱根町条例第 17 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。